

- 令和6年10月1日以降、特例輸入者は、関税等の保全のために必要があると認められる場合を除き、担保を提供することなく特例申告に係る納期限延長を行うことができます。
- 関税と同様に、内国消費税及び地方消費税に関する同担保についても保全担保に緩和。

